

第 6411 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 4月 2日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ マラソン大会の賞金・報奨金

Q : マラソン大会の賞金や褒賞金は、どのように取り扱われるのですか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

マラソンは、近年、ブームになっており、全国各地で大会が開催されていますが、大会に入賞して受け取る入賞賞金や大会記録を更新して受け取る記録更新賞金は、大会に出場して入賞又は大会記録を更新したことに対して受領する金品であることから、大会を主催する者に対する役務の対価又はその役務に付随して取得するものと認められることから一時所得には該当せず、雑所得に該当するとされています。

雑所得とは、「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得」をいいます。

一方、褒賞金については、記録を更新した選手に対し褒賞するために支払われるものであることから、主催者に対する役務の対価として支払われたものとは言えず、また、継続して支給されるものでもないことから、一時所得に該当することとされています。

一時所得とは、「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」をいいます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

